

# 天理大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに本大学学則及び大学院学則に基づき、本大学における学位及びその授与に関する必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学士の学位)

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

人間学部	宗教学科	学士（宗教学）
	人間関係学科	
	臨床心理専攻	学士（臨床心理）
	生涯教育専攻	学士（生涯教育）
	社会福祉専攻	学士（社会福祉）
文学部	国文学国語学科	学士（国文学）
	歴史文化学科	学士（歴史文化）
	歴史学専攻	学士（歴史学）
	考古学・民俗学専攻	学士（考古学・民俗学）
国際学部	外国語学科	
	英米語専攻	学士（英語）
	中国語専攻	学士（中国語）
	韓国・朝鮮語専攻	学士（韓国・朝鮮語）
	スペイン語・ブラジルポルトガル語専攻	学士（スペイン語又はブラジルポルトガル語）
	地域文化学科	学士（地域文化）
体育学部	体育学科	学士（体育学）
医療学部	看護学科	学士（看護学）
	臨床検査学科	学士（臨床検査学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

臨床人間学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
体育学研究科	体育学専攻	修士（体育学）
宗教文化研究科	宗教文化研究専攻	修士（宗教文化研究）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学学則第40条の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学院学則第18条の定めるところにより、大学院修士課程修了の認定を得た者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 修士の学位論文は、所定の期日までに学位申請書を添えて研究科長に提出するものとする。

る。

2 前項による学位論文は1篇とし、3部提出する。

3 審査に必要な場合は、論文以外の審査資料を提出させることができる。

(論文の審査付託)

第5条 前条の規定により提出された学位論文が受理されたとき、研究科長は研究科委員会にその論文の審査及び試験を付託する。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、審査のため3名の学位論文関連科目担当教員で組織する審査委員会を設ける。

2 研究科委員会が必要と認めるときは、前項の審査委員のほか、本大学又は他の大学院、研究所等の教員を審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び試験)

第7条 審査委員会は、論文の審査及び試験を行う。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連ある学問領域について筆答又は口頭により行う。

3 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であるときは、試験を行わないことがある。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、論文の審査及び試験を終了したときは、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は前条の報告に基づいて審議し、大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の決定をするには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会の報告)

第10条 研究科委員会が前条の決定をしたとき、研究科長は、審査及び試験の結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、第3条第1項に規定する要件を満たす者に対し、学位記を交付し学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士の学位を授与できると決定した者に対し、学位記を交付し学位を授与する。学位を授与できないと決定した者に対し、その旨を通知する。

(学位記)

第12条 学位記の様式は、様式1、2のとおりとする。

(学位の名称)

第13条 本大学において学位を授与された者が、学位の名称を使用するときは、本大学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第14条 修士の学位を授与された者に、その名誉を傷つける行いがあったとき、又は、不正の方法により学位の授与を受けたことが判明したとき、学長は、研究科委員会の議に基づき、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 前項の決定をするには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の

賛成を必要とする。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、研究科委員会、教務委員会、全学協議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

覚 書

- 1 本規程第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年度以前入学生の学士の学位に付与する専攻分野の名称は、入学時の学則に定められた名称を使用するものとする。
- 2 この覚書は、平成21年度以前入学生の卒業をもって廃止する。

様式 1 (学部の課程を修了した場合)

第 号

卒 業 証 書 ・ 学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻所定の  
課程を修めて本学を卒業したことを認め  
学士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

天理大学〇〇学部長

印

天 理 大 学 長

印

様式2 (大学院の課程を修了した場合)

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において  
所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に  
合格したので修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

天理大学大学院〇〇学研究科長

印

天 理 大 学 長

印